**令和４年度　浄化槽設置整備事業補助金**

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、

浄化槽（合併処理浄化槽）を設置する人に、予算の範囲内で補助金を交付します。

**※ただし、下水道事業認可区域・農業集落排水事業実施区域を除きます。**

浄化槽設置補助金の申請条件を満たし、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合は、撤去費用（90,000円限度）も補助対象となります。

また、既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合の配管設備の工事費用（300,000円限度）も補助対象となります。

○ 補助金額

・　**５人槽　　　 　　　 332,000 円（ただし、下記※１、２に該当する場合は222,000円）**

・　**６～７人槽　　 　　 414,000 円 （ただし、下記※１、２に該当する場合は276,000円）**

・　**８～５０人槽　 　 548,000 円 （ただし、下記※１、２に該当する場合は366,000円）**

**※１ 市内で合併処理浄化槽の設置された家屋の世帯による家屋の新築・建替・増築**

**（ただし、集合住宅・分家独立して家屋を新築する場合は除く）**

**※２ 既設合併処理浄化槽の更新・改築（ただし、災害に伴うものは除く）**

※　**単独又はくみ取り撤去　　　（上限） 90,000 円**

**※ 配管工事　　　　　　　　　（上限）300,000円**

**※　既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去を伴う工事の場合は、撤去費用が補助（限度額90,000円）の対象になります。**

ただし、申請時には、浄化槽設置費用及び単独撤去又はくみ取り便槽の撤去費用の明細が確認できる見積書の提出が必要となり、また、実績時には、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去に係る工事の「工事前」、「清掃」、「撤去」、「処分」の実施が確認できる工事写真、産業廃棄物管理票（マニフェスト）Ｅ票の写しの提出が必要となります。　詳しくは、申請・実績の添付書類一覧を確認してください。

**※　既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に伴う配管工事費用が補助（限度額300,000円）の対象となります。**

　 ただし、申請時には、浄化槽設置費の配管工事費用が確認できる見積書の提出が必要となり、また、実績時には、転換に伴う配管工事の「工事前」、「工事中」、「工事後」の実施が確認できる工事写真の提出が必要となります。　詳しくは、申請・実績の添付書類一覧を確認してください。

○ 受付期間

**令和４年4月１８日（月）～ 令和４年１２月１６日（金）**

**先着順で受付け、予算額に達した時点で終了します。**

○ 申請書類配布・申請受付場所

　 　生活環境課（本庁南別館１階）及び各支所

　　 ※申請書類等は、ホームページからも取得できます

【お問い合わせ】

市民部　生活環境課（本庁南別館１階）　 ℡77－2511

○ 申請条件

**・　令和４年4月1日から令和５年3月31日までの期間に、①住宅または店舗付住宅に浄化槽を設置し、②設置場所に住民登録を行い、③浄化槽管理講習会を受講（補助金申請前でも受講可能）できる方。（店舗付住宅については、住宅部分の延床面積が全体の２分の１以上の建物）**

**・　令和５年3月31日までに、浄化槽の設置完了届が受理され、補助金実績報告書を必ず**

**提出すること。**

|  |
| --- |
| **ただし、次のいずれかに該当する者は、申請できません。**  １　建築基準法第6条第1項に基づく確認の申請又は浄化槽法第5条第1項に基づく  設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者。  ２　浄化槽の整備を補助金申請年度の前年度以前に既に終えている者。  ３　下水道事業認可区域、集合汚水処理区域、コミュニティ・プラント実施区域及び  農業集落排水事業実施区域内等に浄化槽を設置する者。  ４　販売または賃貸の目的で、浄化槽付住宅（共同住宅を含む）を建築する者。  ただし、居住を目的として当該住宅を購入した者が申請する場合は、この限りでない。  ５　住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者。  ６　市町村税を滞納している者（転入者においては、前住所地での滞納者）。 |

○ その他

**・　浄化槽の埋設時には、機種及び人槽等を確認するため市の立会いが必要になりますので、**

**事前に生活環境課（本庁）または各支所まで連絡ください。**

**・　平成３０年度から、転換に伴う配管工事費用も補助対象となりましたので、添付書類の内容変更・追加をしていますので、十分確認のうえ提出してください。**

**・ 令和２年度から、実績報告において、添付書類の追加をしていますので、十分確認のうえ提出してください。**

**【添付書類追加点】※忘れずに、ご注意してください！**

**●申　　請**

**・令和３年度の納税証明書（年度指定）**

**※単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去を伴う工事の場合**

**・浄化槽設置費用及び撤去費用の明細が確認できる見積書**

**※既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に伴う配管工事の場合**

**・配管工事費用が確認できる見積書**

**（浄化槽設置費の見積書の配管工事金額に必ず記載して下さい。）**

**●実績報告**

**・清掃業者との業務委託契約書の写し**

**・浄化槽管理講習会受講済証書の写し**

**・浄化槽法第１１条に戻づく法定検査の契約証明書の写し（令和2年度より追加）**

**※単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去を伴う工事の場合**

**・浄化槽設置費用及び単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去費用の明細が確認できる領収書の写し**

**・単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去に係る工事写真…工事前・(最終)清掃・撤去・　　処分の実施が写真により確認できること！**

**・産業廃棄物管理票（マニフェスト）Ｅ票の写し**

**※既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に伴う配管工事の場合**

**・浄化槽設置費用及び配管工事費用が確認できる領収書の写し**

**・転換に伴う配管工事写真…工事前・工事中・工事後の実施が写真により確認できること！**